

第2章 通則

第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

令別表第1に掲げる防火対象物の項を確定するに当たっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

1 各項に共通する事項

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものであること。

ア 機能従属

令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下この第1において「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、別表（A）欄に掲げる用途に使用される部分（これらに類するものを含む。以下この第1において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下この第1において「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修に当たって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

a 従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもので、別表（B）欄の用途に使用されるもの（これらに類するものを含む。）であるものをいう。

b 従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、別表（B）欄の用途に使用されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。
従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ みなし従属

主用途部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途部分の床面積の合計が300m²未満である場合における当該独立した用途部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途部分を除く。）

この場合において、廊下、階段、機械室等の共用される部分の床面積は、主用途部分と他の独立した用途部分の床面積に応じて按分すること。

なお、按分面積の算出については、別記「共用部分の按分の取扱い」によること。

(3) 令別表第1各項の用途は、イ、ロ、ハ又はニの分類ごとに決定すること。この場合において、同一項であってもイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

(4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定す

ること。

- (5) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下この第1において同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により決定すること。（第1-1表参照）
- ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50m^2 以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当する。
- イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50m^2 を超える場合は、当該防火対象物は令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当する。
- ウ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（10%以内の違いをいう。）は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当する。

〈第1-1表〉

項 目	例 示	判 定
一般住宅 > 令別表防火対象物で 50m^2 以下のもの	一般住宅 令別表 防火対象物	一般住宅
一般住宅 < 令別表 防火対象物	一般住宅 令別表 防火対象物	令別表 防火対象物
一般住宅 > 令別表防火対象物で 50m^2 超えるもの	一般住宅 令別表 防火対象物	複合用途 防火対象物
一般住宅 ≈ 令別表 防火対象物 ※面積の差が延べ面積の10%以内のもの	一般住宅 令別表 防火対象物	複合用途 防火対象物

備考1 一般住宅は、前(2).アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

備考2 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物の床面積を合計して当該防火対象物の用途を決定すること。

備考3 一般住宅と令別表第1(5)項口が一の防火対象物内に存する場合は、当該一般住宅は同表(5)項口として取り扱うこと。

- (6) 令別表防火対象物の用途に供される部分が2以上存し、かつ、一般住宅の用途に供される部分が混在する場合（前(5).アに該当する場合は除く。）は、最初に一般住宅の用途に供される部分を除いて、令別表防火対象物の用途に供される部分を判定し、その結果、単項となった場合は、当該単項部分と一般住宅部分とで判定する。一方、複合用途

となった場合は、当該複合用途と一般住宅の複合用途防火対象物として判定するものであること。

- (7) 一般住宅と同一敷地内に存する個人の用に供する駐車場、倉庫等は、令別表第1に掲げる防火対象物に該当しないものであること。
- (8) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

2 複合用途における取扱い

複合用途防火対象物となるもののうち、次のいずれにも該当する場合は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下この第1において「特定用途部分」という。）が存するものであっても、同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うこと。この場合において、当該特定用途部分の消防用設備等の設置においては、特定用途部分以外の部分で最も延べ面積の割合が大きな用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うこと。

- (1) 特定用途部分が、令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途以外であること。
- (2) 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。
- (3) 特定用途部分の床面積の合計が、300m²未満であること。

3 令8区画の取扱い

令第8条に定める開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている防火対象物は、令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するに当たっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものとし、消防用設備等の設置に当たっては、区画された部分ごとに前1. (2). イ及び2により用途を決定すること。（第1-1図参照）

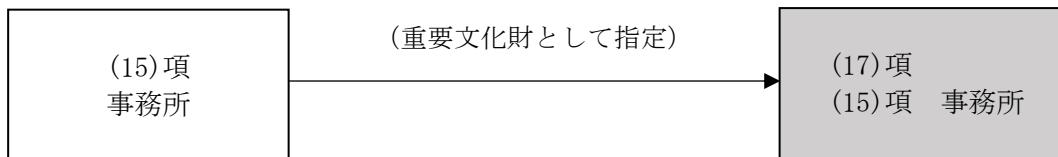


〈第1-1図〉

4 重要文化財等の取扱い

重要文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要な有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定されたもの）をいう。以下この第1において同じ。）として指定された建築物の取扱いは次によること。

- (1) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に使用される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で同表(17)項に掲げる防火対象物であるほか、同表(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。（第1-2図参照）

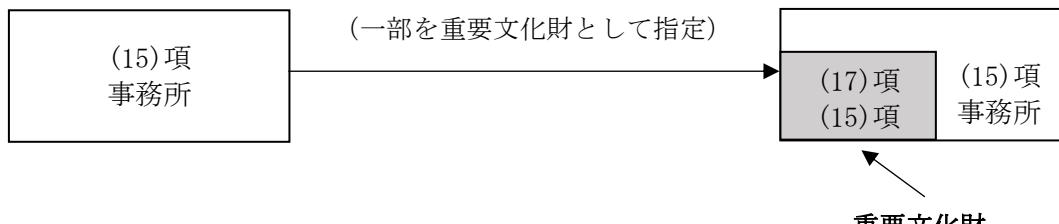


〈第1-2図〉

(2) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は同表(17)項に掲げる防火対象物であるほか、同表(1)項から(16)項までの防火対象物又はその部分であること。

従って、防火対象物全体は令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物であるほか、同表(17)項の部分を含む複合用途防火対象物として取り扱うこと。（第1-3図参照）

全体は(15)項であり、
(16)項口でもある。



〈第1-3図〉

(3) 史跡として指定された範囲内に存する建造物で、史跡として指定された理由と直接関係する部分を有しないものについては、令別表第1(17)項に掲げる防火対象物には該当しないものとして取り扱うこと。

5 届出住宅

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅（以下この第1において「届出住宅」という。）については、令別表第1(5)項に掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものとする。ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨の届出が行われた届出住宅については、宿泊室の床面積の合計が50m²以下となるときは、当該届出住宅は、法第9条の2で定める住宅として取り扱うものとする。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途を判定した上で、棟ごとにその用途を前1及び2により判定すること。

別表

(1) 項イ					
定義	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踏、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観覧する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p>				
補足事項	<p>1 本項の防火対象物は、客席を設けて、映画、音楽、演劇、スポーツ、演芸又は見せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設であり、一般に興行場と言われているものである（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条）。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立席、ます席が含まれる。</p> <p>3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に該当しない。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、令別表第1(15)項に該当する。</p>				
主従関係	<table border="1"> <tr> <td>主用途部分（A）</td><td>舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室</td></tr> <tr> <td>機能的に従属する用途に供される部分（B）</td><td>食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローケ、事務室、展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール</td></tr> </table>	主用途部分（A）	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローケ、事務室、展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール
主用途部分（A）	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室				
機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローケ、事務室、展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール				
用途例	客席を有する各種競技施設（野球場、サッカー場、相撲場、競馬場、体育館等）、寄席、サーカス小屋				
(1) 項ロ					
定義	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、公会堂に該当しないものをいう。</p>				
補足事項	<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。当該反復継続とは、月5日以上行われるものという。</p> <p>2 貸会議室のうち、次に掲げる利用状態の場合においては、令別表第1(15)項に掲げる防火対象物として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 単独事務所内の貸会議室において、当ビル所有者による管理の下に、第三者者が会議の用のみに使用している場合 (2) 貸事務所ビルの貸会議室で(1)と同一の管理状態においてテナントが会議の用のみに使用している場合 (3) (2)と同一の形態による貸会議室において、テナント以外の第三者者が会議の用のみに使用している場合 (4) (1)、(2)及び(3)と同一の利用形態並びに管理状態において特定の者のみを対象とした講演会、研修会等専ら会議に類似する用のみに使用している場合 <p>3 神社、寺院等に附属する結婚式場や披露宴会場等は、その施設の独立性が強く、専ら結婚式等の集会の用に供される場合はこれに該当する。</p> <p>4 地域集会場のうち、原則として地域住民のみが利用するもの「小規模な地域集会所等における用途判定について（平成30年9月尾消予第333号）」に該当するものについては、令別表第1(15)項として取り扱う。</p> <p>5 福祉会館とは、老人憩いの家等で、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定められないものが該当する。</p> <p>6 専ら家族葬のみに使用される施設については、令別表第1(15)項として取り扱う。</p>				
主従関係	<table border="1"> <tr> <td>主用途部分（A）</td><td>集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。</td></tr> <tr> <td>機能的に従属する用途に供される部分（B）</td><td>食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ、事務室、展示室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、談話室、診療室、結婚式場</td></tr> </table>	主用途部分（A）	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ、事務室、展示室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、談話室、診療室、結婚式場
主用途部分（A）	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。				
機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ、事務室、展示室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、談話室、診療室、結婚式場				
用途例	公民館、市民会館、福祉会館、地域集会場、貸ホール、貸講堂、結婚式場、葬祭会館、セレモニーホール				

(2) 項イ

定義	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。	
	2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。	
	3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	
	4 その他これらに類するものとは、キャバレー、カフェー、ナイトクラブと営業の実態が同様のものをいう。	
補足事項	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。 (1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は、66m ² 以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席のおおむね5分の1以上であること。 (2) カフェーの客席は、16.5m ² 以上であること。 2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まない。	
主従関係	主用途部分（A）	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	託児室、専用駐車場、クローケ、事務室
用途例	クラブ、スナックバー、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ、ラウンジ、ディスコ	

(2) 項ロ

定義	1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、ビリヤード、パチンコ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。	
	2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	
補足事項	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンスホールの踊場は、おおむね100m ² 以上であること。 3 特定の者を対象とするダンス教室は、令別表第1(15)項であること。 4 囲碁教室等とは、基盤台としてのテーブル、椅子等の設備を設け、かつ、会員制でなく主として不特定多数の者が利用するものをいう。なお、会員制の囲碁クラブ、将棋クラブ等は、令別表第1(15)項に該当する。 5 主としてスポーツ的要素の強いバッティングセンター、屋内ゴルフ練習場、エアロビクス教室等は、令別表第1(15)項として取り扱う。	
主従関係	主用途部分（A）	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席、カラオケルーム
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ、談話室、バー、託児室、シャワー室、事務室
用途例	マージャン店、パチンコ店、ビリヤード場、ボーリング場、ゲームセンター、将棋教室、囲碁教室、ライブハウス（飲食の提供を伴わないもの）	

(2) 項ハ

定義	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この表において「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次に掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。 (1) 浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（風営法第2条第6項第1号） (2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じて、その客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（風営法第2条第6項第2号、具体例：ファンタジーストア） (3) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法第1条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この表において「風営令」という。）第2条で定めるものを経営する次のいずれかの営業 ア ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの）（具体例：ヌードスタジオ） イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又は

	<p>その映像を見せる興行の用に供する興行場（具体例：のぞき劇場）</p> <p>ウ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（具体例：ストリップ劇場）</p> <p>(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この表において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（風営法第2条第6項第4号）</p> <p>(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（風営法第2条第6項第5号）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見ていた面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前(1)及び(2)に該当するものを除く。）（風営法第2条第6項第6号・風営令第5条、具体例：出会い系喫茶）</p> <p>2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、規則第5条第1項第各号に掲げる次のものをいう。</p> <p>(1) 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗（規則第5条第1項第1号、具体例：セリクラ）</p> <p>(2) 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗（規則第5条第1項第2号）</p>				
補足事項	<p>1 性風俗関連特殊営業を営む店舗のうち、ソープランド（令別表第1(9)項イ）、ストリップ劇場（同表(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（同表(5)項イ）、アダルトショップ（同表(4)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（同表(2)項ニ）等、他の特定防火対象物に掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まない。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。</p>				
主従関係	<table border="1"> <tr> <td>主用途部分（A）</td><td>客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室</td></tr> <tr> <td>機能的に従属する用途に供される部分（B）</td><td>託児室、専用駐車場、売店、クローケ、待合室</td></tr> </table>	主用途部分（A）	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室	機能的に従属する用途に供される部分（B）	託児室、専用駐車場、売店、クローケ、待合室
主用途部分（A）	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室				
機能的に従属する用途に供される部分（B）	託児室、専用駐車場、売店、クローケ、待合室				
用途例	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、ヌードスタジオ、のぞき劇場、出会い系喫茶、セリクラ				
(2)項ニ					
定義	<p>1 カラオケボックスとは、一の防火対象物に複数のカラオケを行うための個室を有するものをいう。</p> <p>2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類するものを含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものとは、規則第5条第2項各号に掲げる次のものをいう。</p> <p>(1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗。</p> <p>(2) 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）。</p> <p>(3) 個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場。</p>				
補足事項	<p>1 個室には、壁等により完全に区画された部分だけでなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペースも含まれる。</p> <p>2 一の防火対象物に遊興を行うための個室を複数有する施設が本項に該当する。</p>				
主従関係	<table border="1"> <tr> <td>主用途部分（A）</td><td>客席、カラオケ室、インターネット利用室、ビデオ利用室、事務室、待合室、ゲームコーナー、通信機械室、リネン室、更衣室、休憩室、倉庫</td></tr> <tr> <td>機能的に従属する用途に供される部分（B）</td><td>厨房、シャワー室、喫茶室、専用駐車場、託児所、クローケ、売店</td></tr> </table>	主用途部分（A）	客席、カラオケ室、インターネット利用室、ビデオ利用室、事務室、待合室、ゲームコーナー、通信機械室、リネン室、更衣室、休憩室、倉庫	機能的に従属する用途に供される部分（B）	厨房、シャワー室、喫茶室、専用駐車場、託児所、クローケ、売店
主用途部分（A）	客席、カラオケ室、インターネット利用室、ビデオ利用室、事務室、待合室、ゲームコーナー、通信機械室、リネン室、更衣室、休憩室、倉庫				
機能的に従属する用途に供される部分（B）	厨房、シャワー室、喫茶室、専用駐車場、託児所、クローケ、売店				
用途例	カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ、テレfonクラブ、個室ビデオ店				

(3)項イ	
定義	1 待合 とは、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあつせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店 とは、飲食物を提供するとともに、客を接待するための施設をいう。 3 その他これらに類するもの とは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。
補足事項	1 一般的に風営法の適用を受け風俗営業に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。 2 本項は、令別表第1(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものが該当する。
主従関係	主用途部分 (A) 客席、客室、厨房、宴会場、リネン室 機能的に従属する用途に供される部分 (B) 専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー、事務室
用途例	茶屋、料亭、割烹
(3)項ロ	
定義	飲食店 とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。
補足事項	1 本項は、営業の実態が令別表第1(2)項イ又は同表(3)項イに該当しないものをいう。 2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含む。 3 飲食店には、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うライブハウスを含む。 4 従業員のための福利厚生施設で、不特定の者が利用できる形態の食堂も該当する。 5 結婚披露宴会場とは、専ら、飲食を提供する場合で、披露宴会場の用にのみ使用されるものは、本項に該当する。
主従関係	主用途部分 (A) 客席、客室、厨房、宴会場、リネン室 機能的に従属する用途に供される部分 (B) 専用駐車場、結婚式場、託児室、祭儀場、娯楽室、会議室、写真室、事務室
用途例	喫茶店、スナック、食堂、レストラン、ピアホール、スタンドバー、ライブハウス（飲食の提供を伴うもの）、結婚披露宴会場
(4)項	
定義	1 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗 とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場 とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。
補足事項	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものである。 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれない。 3 自動車を店内において展示、販売するものは、本項に該当する。ただし、当該自動車が展示用のもので販売の対象としていない場合は令別表第1(15)項に該当する。 4 特定の企業の施設で、当該企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショールーム、PRセンター等）は、令別表第1(15)項として取り扱う。
主従関係	主用途部分 (A) 売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室、作業室、イートインスペース 機能的に従属する用途に供される部分 (B) 専用駐車場、託児室、写真室、遊技場、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、催物場（展示室を含む）、貸衣裳室、料理美容等の生活教室
用途例	デパート、魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、スーパー・マーケット、携帯電話販売ショップ、DVD又はCDレンタルショップ（販売行為があるもの）、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場
(5)項イ	
定義	1 旅館 とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテル とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所 とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するもの とは、実態において旅館、ホテル、宿泊所と同視すべきも

	のをいう。	
補足事項	1 会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があれば本項に含まれる。 2 宿泊とは、寝具を使用して施設を利用するこをいう。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれない。この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 4 常設型の宿泊用キャンプテントやグランピング施設は本項に該当する。 5 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取り扱う。 6 宿坊のような宗教系の合宿所（特定の者のみが利用する。）は、令別表第1(11)項に該当する。 7 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。	
主従関係	主用途部分（A）	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室、託児室、宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室、事務室
用途例	旅館、ホテル、カプセルホテル、ラブホテル、民宿、保養所、ユースホステル、ロッジ、貸研修所の宿泊室、常設型のキャンプテント又はグランピング施設、トレーラーハウスを使用した宿泊施設、レンタルルーム（副次的に宿泊が可能なもの）	
(5) 項口		
定義	1 寄宿舎 とは、官公庁、会社、学校等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿 とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅 とは、集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	
補足事項	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものである。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は長屋であり、共同住宅として取り扱わないものである。 3 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあっては棟全体を本項として取り扱う。 4 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設で旅館業法の適用がないものは本項に該当する。 5 住戸を短期間の賃貸として使用する共同住宅のうち、旅館業法の適用を受けず、比較的の短期間の契約により賃貸を行うものは本項に該当する。 6 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。 7 高齢者専用賃貸住宅等については、福祉サービスの提供の状況により本項又は令別表第1(6)項口若しくはハに該当する。	
主従関係	主用途部分（A）	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	売店、専用駐車場、ロビー、面会室
用途例	マンション、アパート、寮、事業所専用の研修のための宿泊所、母子生活支援施設（母子寮）、シェアハウス、サービス付き高齢者向け住宅（(6)項に掲げるものを除く。）	
(6) 項イ		
(6) 項イ(1)	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） 1 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2) 1において同じ。）を有すること。 2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。	
(6) 項イ(2)	次のいずれにも該当する診療所 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。	

	2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 病院 ((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所 ((2)に掲げるものを除く。) 又は入所施設を有する助産所
(6)項目(3)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所
(6)項目(4)	
定義	1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、病床数20床以上の入院施設を有するものをいう。 2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は病床数19床以下の入院施設を有するものをいう。 3 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の収容施設を有しないものをいう。
補足事項	1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であり、診療所として許可を受けた部分が存する場合であっても、令別表第1(15)項として取り扱う。 2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所及び柔道整復施術所は、令別表第1(15)項として取り扱う。 3 出張診療施設は本項に該当する。 4 病院及び診療所は、医療法に基づき、防火対象物単位ではなく医療機関単位の許可等により開設されるものであるため、当該医療機関の許可等に係る防火対象物は、原則として、全て令別表第1(6)項目に該当するが、実態により用途区分を判定する。 なお、職員寮、託児所等についても、実態により用途区分を判定する。 5 病院等は、医療機関単位で算定された病床数により病院又は診療所等に区分されるものであるため、4により令別表第1(6)項目に区分される防火対象物が複数存する場合は、当該防火対象物ごとに医療機関単位で算定された病床数があるものとみなして各防火対象物の用途判定を行うこと。 6 令別表第1(6)項目(1)及び(2)に規定する特定診療科名の有無については、医療機関単位の考え方による判断であること。 7 規則第5条第3項第1号及び第2号に規定する「職員の数」は、原則として、防火対象物単位で算定を行うこと。ただし、「職員の数」の算定を行う防火対象物の患者の看護等を異なる防火対象物に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に異なる防火対象物に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切な対応ができると認められる場合は、この限りでない。 8 詳細分類に係る用途判定については、別添1「(6)項目用途判定フローチャート」を参考すること。
主従関係	主用途部分 (A) 診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室 機能的に従属する用途に供される部分 (B) 食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、美容室、臨床研究室
用途例	病院、医院、クリニック（美容整形を含む。）、診療所、助産所
(6)項目	
(6)項目(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
定義	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの等を

	<p>入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもののいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、寝たきり又は認知症高齢者などに、看護、介護、リハビリテーションその他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設をいう。</p> <p>7 老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護する事業を行う施設をいう。</p> <p>8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものに対し、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、これらの者の選択に基づき、これらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。</p> <p>9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむを得ない事由により老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用する事が著しく困難であると認めるとき、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等その他の日常生活上の援助を行う事業を行う施設をいう。</p> <p>10 (6)項口(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（令別表第1(6)項イに掲げるものを除く。）をいう。</p>
(6)項口(2)	救護施設
定義	救護施設 とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。
(6)項口(3)	乳児院
定義	乳児院 とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要なある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
(6)項口(4)	障害児入所施設
定義	<p>障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、次に定める支援を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>1 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与</p> <p>2 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療</p>
(6)項口(5)	<p>障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第18項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。（6)項ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p>
定義	<p>1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>2 短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、短期間の入所を必要とする障害者について、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>3 共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p>

補足事項	1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合をいう。 なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、単に施設名称、当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位（以下この表において「区分単位」という。）ごとに判定する。							
	2 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分4以上の者が、施設全体の入所者の8割を超えるものをいう。 なお、障害支援区分認定を受けていない者については、障害程度区分の認定基準を参考とする。 また、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判定する。							
	3 令別表第1(6)項口(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。							
	4 令別表第1(6)項口(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次の(1)又は(2)の条件に該当することを判断の目安とする。 (1) 実態として複数の要介護者を随時又は継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。 (2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。							
	5 サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置又は運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により入居している老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、老人福祉法第29条第1項の規定に基づく届出の有無にかかわらず有料老人ホームとして令別表第1(6)項口又はハとして取り扱う。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住戸が、全住戸の半数以上である場合は、本項として取り扱う。							
	6 共同生活援助のサテライト型住居は、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、令別表第1(5)項口として取り扱う。							
	7 居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い 居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあっては、令別表第1(5)項口として取り扱う。							
	8 詳細分類に係る用途判定については、別添2「(6)項口及びハ用途判定フローチャート」を参考すること。							
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">主従関係</td><td>主用途部分（A）</td><td>居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室</td></tr> <tr> <td>機能的に従属する用途に供される部分（B）</td><td>売店、託児室、専用駐車場、娯楽室、理容室、美容室</td></tr> <tr> <td>用途例</td><td colspan="2">認知症高齢者グループホーム、ショートステイ、障害者グループホーム</td></tr> </table>	主従関係	主用途部分（A）	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室	機能的に従属する用途に供される部分（B）	売店、託児室、専用駐車場、娯楽室、理容室、美容室	用途例	認知症高齢者グループホーム、ショートステイ、障害者グループホーム
主従関係	主用途部分（A）		居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室					
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	売店、託児室、専用駐車場、娯楽室、理容室、美容室						
用途例	認知症高齢者グループホーム、ショートステイ、障害者グループホーム							
(6)項ハ								
(6)項ハ(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（(6)項口(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（(6)項口(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(6)項口(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの							
定義	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜の供与をすることを目的とする施設をいう。 2 軽費老人ホームのうち、本項に該当するものは、令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物に該当しない軽費老人ホームをいう。 3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずると							

	<p>ともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人（以下この表において「介護を受ける老人」という。）に係る状況の把握、介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の介護を受ける老人又はその者を現に養護する者に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホームのうち、本項に該当するものは、令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物に該当しない有料老人ホームをいう。</p> <p>6 老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な便宜を供与する事業を行う施設をいう。</p> <p>7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設のうち、本項に該当するものは、令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物に該当しない小規模多機能型居宅介護事業を行う施設をいう。</p>
(6)項ハ(2)	更生施設
定義	更生施設 とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させ、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。
(6)項ハ(3)	<p>助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</p> <p>2 保育所とは、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>4 児童養護施設とは、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設をいう。</p> <p>5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設をいう。</p> <p>6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等の方法による指導及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>7 一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、内閣府令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を行う施設をいう。</p> <p>8 家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設をいう。</p>
(6)項ハ(4)	児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）
定義	<p>1 児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の内閣府令で定める便宜を供与する施設をいう。</p>

	<p>2 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>3 児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）とは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の内閣府令で定める便宜を供与する施設若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。</p>
(6) 項ハ(5)	<p>身体障害者福祉センター、障害者支援施設 ((6)項ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援若しくは同条第18項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>
定義	<p>1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>2 障害者支援施設のうち、本項に該当するものは、令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない障害者支援施設をいう。</p> <p>3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。</p> <p>4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>5 生活介護を行う施設とは、常時介護を要する障害者につき、主として昼間において入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を供与する施設をいう。</p> <p>6 短期入所を行う施設とは、本項に該当するものは、令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない短期入所を行う施設をいう。</p> <p>7 自立訓練を行う施設とは、障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>8 就労選択支援を行う支援とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして、厚生労働省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の厚生労働省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>9 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって厚生労働省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>10 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって厚生労働省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>11 共同生活援助を行う施設のうち、本項に該当するものは、令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない共同生活援助を行う施設をいう。</p>
補足事項	<p>1 認定こども園には、幼保連携型以外に「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」の3つの類型があるが、幼保連携型以外の場合については、防火対象物の実態により用途区分を判定すること。</p> <p>2 児童福祉施設のうち、母子生活支援施設（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これ</p>

	<p>らの者の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする施設をいう。) 又は児童更生施設(児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設をいう。)は、本項に含まれない。母子生活支援施設は令別表第1(5)項口、児童更生施設は、同表(1)項、同表(8)項、同表(15)項等に掲げる防火対象物として取り扱う。</p> <p>3 児童福祉施設のうち、里親支援センター(里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。)については、当該施設の利用実態に応じて、用途を決定すること。</p> <p>4 児童福祉法に規定する小規模住宅型児童養育事業(いわゆるファミリーホーム)を行う施設は、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物として取り扱う。</p> <p>5 児童福祉法に規定する児童養護施設における本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営される地域小規模児童養護施設は、本項として取り扱う。</p> <p>6 小規模なグループによる養育を行うために児童養護施設等における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケアは、本項として取り扱う。</p> <p>7 サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置運営等している事業者又はその委託を受けた外部事業者により入居している老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、有料老人ホームとして令別表第1(6)項口又はハとして取り扱う。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住戸が、全住戸の半数未満である場合は、令別表第1(6)項ハとする。</p> <p>8 詳細分類に係る用途判定については、別添2「(6)項口及びハ用途判定フローチャート」を参考とすること。</p>	
主従関係	主用途部分(A)	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室
	機能的に従属する用途に供される部分(B)	売店、託児室、専用駐車場、娯楽室、理容室、美容室
用途例	ケアハウス、老人福祉施設付設作業所、難聴児通園施設、肢体不自由児通園施設、在宅障害者デイサービス施設、障害者更生センター、デイサービスセンター、保育園	
(6)項ニ		
定義	1 幼稚園 とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。	
	2 特別支援学校 とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。	
補足事項	幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。	
主従関係	主用途部分(A)	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室
	機能的に従属する用途に供される部分(B)	食堂、売店、託児室、専用駐車場、理容室、美容室
用途例	幼稚園、特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校)	
(7)項		
定義	1 小学校 とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。	
	2 中学校 とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。	
	3 義務教育学校 とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。	
	4 高等学校 とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。	
	5 中等教育学校 とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。	
	6 高等専門学校 とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。	
	7 大学 とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。	
	8 専修学校 とは、学校教育法第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際	

	生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、学校教育法でいう学校以外のもので、学校教育に類する教育を行うもので、所定の要件を満たす教育施設をいう。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う教育施設をいう。	
補足事項	1 同一敷地内の体育館、講堂、研究所、特定の者が利用する食堂及び売店は本項に該当する。 2 同一敷地内の就寝を伴う寮部分は、令別表第1(5)項口として取り扱う。 3 学習塾、そろばん塾、編物教室、料理教室等については、小規模（教室、管理室、便所等の教育施設の延べ面積が115.7m ² 未満）のものは、令別表第1(15)項に該当する。	
主従関係	主用途部分（A）	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場、学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びP.T.A事務室
用途例	消防（大）学校、警察（大）学校、自治大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、自衛隊学校、看護学校、自動車学校、予備校、学習塾（令別表第1(15)項に該当するものを除く。）	
(8)項		
定義	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法にいう博物館に該当しない郷土館、記念館、画廊等が該当する。	
	1 絵画、写真、生花等の作品発表会場として利用している防火対象物又はその部分は、本項に該当する。 2 学校に附属する図書館又は図書室は、令別表第1(7)項として扱う。 3 博物館については博物館法（昭和26年法律第285号）で規定される登録の有無を問わない。	
	主用途部分（A）	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室
主従関係		機能的に従属する用途に供される部分（B）
用途例	歴史館、郷土館、記念館、画廊	
(9)項目		
定義	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 热氣浴場とは、電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。	
	公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。	
	主用途部分（A）	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカーハウス、クリーニング室
主従関係		機能的に従属する用途に供される部分（B）
用途例	サウナ浴場、砂湯、蒸風呂、ソープランド	
(9)項目		
定義	令別表第1(9)項目に掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	
補足事項	1 (9)項目に同じ。 2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。 3 主として、本項の公衆浴場として使用し、一部に熱氣浴場のあるものは、全体を本項として取扱うこと。	
	主用途部分（A）	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室
		機能的に従属する用途
主従関係	主用途部分（A）	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室
		機能的に従属する用途

	に供される部分 (B)	楽室、洗濯室、事務室
用途例	銭湯、鉱泉浴場、温泉浴場、岩盤浴	
(10)項		
定義	1 車両の停車場 とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定される。 2 船舶又は航空機の発着場 とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定される。	
補足事項	車両、船舶及び航空機の停車又は発着場であり、かつ、旅客の乗降等の利用に限定されるものであることから、貨物駅及び貨物ふ頭等については、本項に含まれない。	
主従関係	主用途部分 (A) 機能的に従属する用途に供される部分 (B)	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカーハウス、仮眠室、救護室 食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、理容室、両替所、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
用途例	バスターミナル、鉄道ターミナル、船舶発着ターミナル	
(11)項		
定義	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。	
補足事項	1 本殿、幣殿、拝殿、社務所、本堂、庫裡、客殿、礼拝堂等は、規模形態にかかわらず、本項に該当する。 2 礼拝以外に結婚式場や宿泊のために使用する場合において、用途部分の独立性が強い場合は、令別表第1(1)項口、(3)項口又は同表(5)項イとして取り扱う。 3 寺院等のうち重要文化財等に該当するものは本項及び令別表第1(17)項に該当する。	
主従関係	主用途部分 (A) 機能的に従属する用途に供される部分 (B)	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂 食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室、宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室
用途例	神社、寺院、教会	
(12)項イ		
定義	工場又は作業場 とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場 とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場 とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。	
補足事項	1 車検場は、主として作業を行うものは本項に該当し、検査のみを行うものは、令別表第1(15)項に該当する。 2 集配センター等で荷捌き以外に充填、選別及びラッピングの作業を行うものは、本項に該当する。 3 配食サービスや給食センター（学校から独立しているもの）等は、本項に該当する。	
主従関係	主用途部分 (A) 機能的に従属する用途に供される部分 (B)	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室 食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室
用途例	車検場（作業が伴うもの）、宅配専門ピザ屋、弁当仕出し店（一般販売なし。）、給食センター（学校と敷地を異にするもの）、集配センター（作業が伴うもの）	
(12)項ロ		
定義	映画スタジオ又はテレビスタジオ とは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はビデオテープ等の記録媒体を作成若しくは編集する施設をいう。	
補足事項	1 本項に該当するスタジオは、映画又はテレビ等の撮影の用に供する施設である。 2 テレビ放送局内の撮影及び放送するスタジオは、本項に含まれる。 3 客席、ホールで興行場法の適用のあるものや不特定の者が観覧できる施設を有するものは、令別表第1(1)項に該当する。	
主従関係	主用途部分 (A) 機能的に従属する用途に供される部分 (B)	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客室、ホール、リハーサル室 食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ、事務室
用途例	映画スタジオ、テレビスタジオ	
(13)項イ		

定義	1 自動車車庫 とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）で定める自動車を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場 とは、自動車を駐車、客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。
補足事項	1 自動車とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。 2 前1の自動車には、ガソリン、軽油等を燃料としない電動式のものも含まれる。 3 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に規定される保管場所となる防火対象物は、本項に含まれる。 4 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わない。 5 原動機付自転車及び自転車を駐輪する駐輪場は、令別表第1(15)項に該当する。
主従関係	主用途部分（A） 車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室 機能的に従属する用途に供される部分（B） 食堂、売店、料金所
用途例	自動車車庫、機械式立体駐車場、自走式駐車場、ゴルフカート格納庫（燃料を入れて保管するものに限る。）
(13)項目	
定義	飛行機又は回転翼航空機の格納庫 とは、航空の用に供することが出来る飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。
補足事項	
主従関係	主用途部分（A） 格納庫、修理場、休憩室、更衣室 機能的に従属する用途に供される部分（B） 専用駐車場、事務室
用途例	回転翼航空機の格納庫、飛行機の格納庫
(14)項目	
定義	倉庫 とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。
補足事項	1 営業用、自家用を問わない。ただし、事業の用に供していない施設又は部分については、本項に該当しない。 2 工場、商店等の附属倉庫は、独立性の強いものを除き、本項には該当しない。
主従関係	主用途部分（A） 物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室 機能的に従属する用途に供される部分（B） 食堂、売店、専用駐車場、展示室
用途例	倉庫、ラック式倉庫、レンタル式倉庫
(15)項目	
定義	本項の事業場とは、令別表第1(1)項から同表(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいう。 事業場 とは、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず、人の事業活動の行われる施設をいう。
補足事項	1 事業とは、一定の目的と計画に基づいて、同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 外観、名称等に係わらず、事業場又はその部分が実態として、令別表第1(1)項から同表(14)項までに掲げる防火対象物の用に供する部分として使用される場合は、本項ではなく、同表(1)項から同表(14)項までに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱う。 3 住宅展示場のモデルハウスについては、本項に該当する。
用途例	事務所、金融機関、官公署、研究所
主従関係	主用途部分（A） 事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。） 機能的に従属する用途に供される部分（B） 食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室、託児室、展示室、展望施設 ※ 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するものは、原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。（以下、本項において同じ。）
用途例	新聞社
主従関係	主用途部分（A） 事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。） 機能的に従属する用途に供される部分（B） 食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場、法律・健康等の相談室
用途例	市民センター、カルチャーセンター、児童館、老人館

主従関係	主用途部分（A）	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室、結婚式場、宴会場
	※ 老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。	
用途例	研修所	
	主用途部分（A）	事務室、教室、体育室
	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場
用途例	※ 研修のための宿泊室は、令別表第1(5)項口の用途に供するものとして取り扱う。	
	観覧席を有しない体育館	
	主用途部分（A）	体育室、更衣室、控室、浴室
用途例	機能的に従属する用途に供される部分（B）	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場、映写室、図書室、集会室、展示室
	※ 主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。	
	上記以外の用途例	
	証券取引所、理容室、美容室、発電所、変電所、コンテナ型データセンター、ごみ処理場、火葬場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、ゴルフ場、卸売市場、写真館、保健所、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング取次店、職業訓練所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、地区公民館（令別表第1(1)項口に規定されるものを除く。）、放課後児童クラブ、駐輪場、はり灸院、車検場（作業を伴わないもの）、調剤薬局、DVD又はCDレンタルショップ（販売行為がないものに限る。）、レンタルルーム（飲食及び宿泊を伴わないもの）、屋内ゲートボール場、場外馬券売場、トラックターミナル、買取専門店（販売行為がないものに限る。）	
(16)項イ		
定義	複合用途防火対象物のうち、その一部が令別表第1(1)項から同表(4)項まで、同表(5)項イ、同表(6)項、又は同表(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものをいう。	
(16)項ロ		
定義	令別表第1(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう。	
(16の2)項		
定義	地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に設けられるものとその地下道とを合わせた施設をいう。	
補足事項	1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれる。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入する。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれない。	
(16の3)項		
定義	準地下街とは、建築物の地階（地下街の各階を除く。）で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた施設（特定防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）をいう。	
補足事項	準地下街の範囲は次のとおりとする。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とする。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まない。 3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まない。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令8区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱う。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式（2段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わない。	

(17)項	
定義	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。
補足事項	<p>1 令別表第1(1)項から同表(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が同表(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、同表(1)項から同表(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分であるとみなすこと。 この場合、本項の規制と合わせてその他の用途の規制が適用されるため、いずれか厳しい方の規制を適用し判断すること。</p> <p>2 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>3 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>4 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>5 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なものとして文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>6 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したものをいう。</p> <p>7 登録文化財は本項に含まれない。</p> <p>8 建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門扉等が含まれる。</p>
(18)項	
定義	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
補足事項	<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれない。</p> <p>2 アーケードの延長は、屋根の中心線に沿って測定する。</p>
(19)項	
定義	市町村長の指定する山林をいう。
補足事項	山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれる。
(20)項	
定義	<p>1 舟とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5t以上の推進機関を有するものをいう。</p> <p>2 車両とは、鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>
補足事項	<p>1 総トン数5t以上の舟で、推進機関を有するものとは、具体的には船舶安全法及び船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）において、次のように規定されている。</p> <p>(1) 推進機関を有する長さ12m未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）で特定のもの</p> <p>(2) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>(3) 係船中の船舶</p> <p>(4) 船舶安全法施行規則第2条第2項第6号の水域（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(5) 総トン数20t未満の漁船であって、専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p> <p>2 鉄道営業法に基づき消火器を備え付けなければならない場所は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第83条に定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車である。</p> <p>3 軌道法に基づき消火器を備え付けなければならない場所は、軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）に定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室である。</p> <p>4 軌道法に基づき消火器を設けなければならないものは、無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）に定める全ての車両である。</p> <p>5 道路運送車両法に基づき消火器を備えなければならない自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める次のものである。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火薬類（火薬にあっては5kg、獣銃雷管にあっては2,000個、実包、空包、信管又は火管にあっては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（けん引自動車を除く。） (2) 危政令別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（けん引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（けん引自動車を除く。） (4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（けん引自動車を除く。） (5) 前(1)から(4)までに掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除き、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車
--	---

別記

共用部分の按分の取扱い

1 按分の計算方法

共用部分の按分は、次の例により算出すること。

用途A	共用部分	用途B
600 m ²	100 m ²	400 m ²

	床面積	共用部分の按分	按分後の各用途の床面積
A	600 m ²	共用部分×A／(A+B) = 60 m ² (100 m ² × 600 m ²)／(600 m ² + 400 m ²) = 60 m ²	600 m ² + 60 m ² = <u>660 m²</u>
B	400 m ²	共用部分×B／(A+B) = 40 m ² (100 m ² × 400 m ²)／(600 m ² + 400 m ²) = 40 m ²	400 m ² + 40 m ² = <u>440 m²</u>

2 共用部分の按分方法

共用部分の分類に応じて、次により按分すること。

なお、他の用途と共用されない専用の玄関、廊下等については、按分しないこと。

- (1) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース
各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- (2) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等
共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (3) 玄関、ロビー等
共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (4) ペントハウス
共用部分として取扱い、(2)により按分すること。

【計算例】

2階	(15) 項 100m ²	(4) 項 100m ²	機械室 100m ² (共用B)	廊下 50m ² (共用A)	階段 50m ² (共用A)
	(4) 項 300m ²			ロビー 50m ² (共用B)	階段 50m ² (共用A)

【共用部分の按分計算】

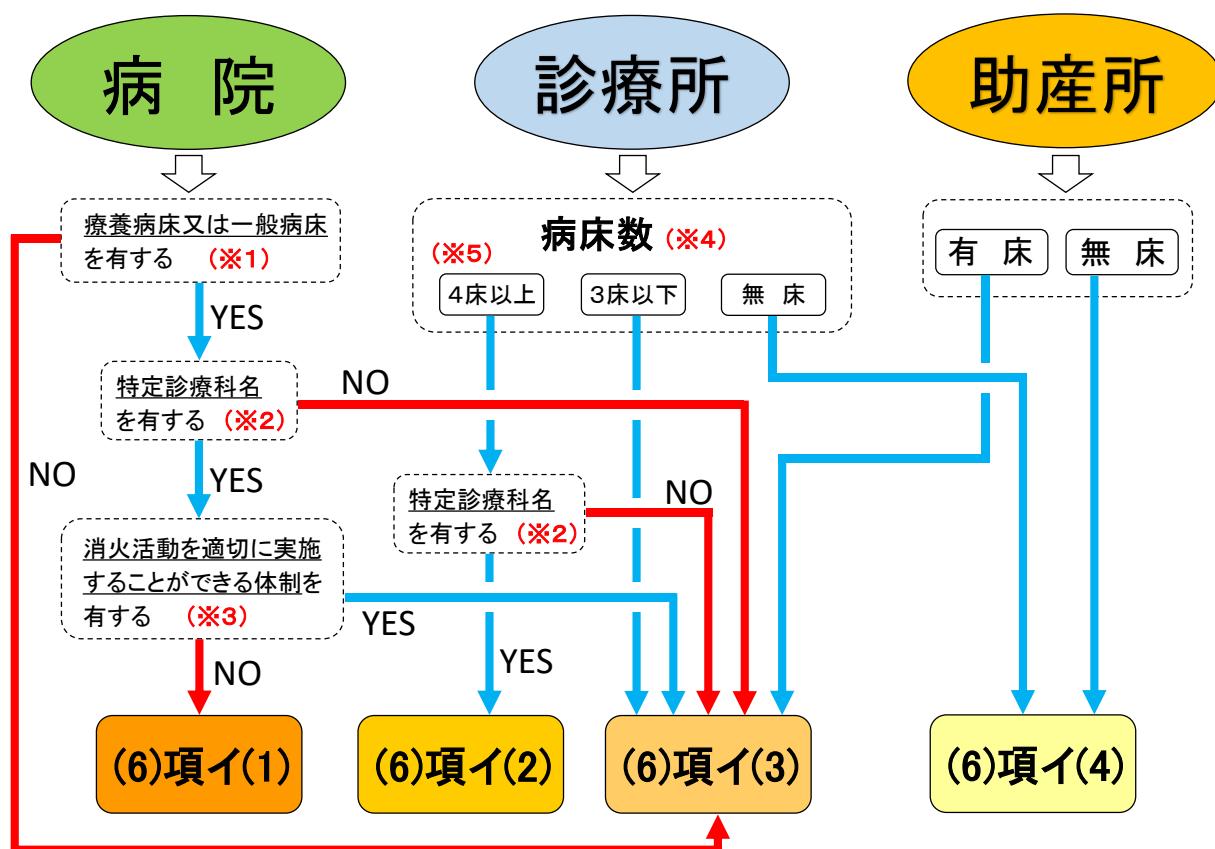
	共用Aの按分 (階の用途の床面積に応じて按分)	共用Bの按分 (共用される用途の床面積に応じて按分)
2階	<p>《(4)項》 共用A × (4)項 / ((4)項 + (15)項) $100\text{m}^2 \times 100\text{m}^2 / (100\text{m}^2 + 100\text{m}^2) = 50\text{m}^2$</p> <p>《(15)項》 共用A × (15)項 / ((4)項 + (15)項) $100\text{m}^2 \times 100\text{m}^2 / (100\text{m}^2 + 100\text{m}^2) = 50\text{m}^2$</p>	<p>《(4)項》 共用B × (4)項 / ((4)項 + (15)項) $100\text{m}^2 \times 400\text{m}^2 / (400\text{m}^2 + 100\text{m}^2) = 80\text{m}^2$</p> <p>《(15)項》 共用B × (15)項 / ((4)項 + (15)項) $100\text{m}^2 \times 100\text{m}^2 / (400\text{m}^2 + 100\text{m}^2) = 20\text{m}^2$</p>
1階	1階は、(4)項のみのため、按分計算無し (階段(50m ²)は(4)項に算入)	<p>《(4)項》 共用B × (4)項 / ((4)項 + (15)項) $50\text{m}^2 \times 400\text{m}^2 / (400\text{m}^2 + 100\text{m}^2) = 40\text{m}^2$</p> <p>《(15)項》 共用B × (15)項 / ((4)項 + (15)項) $50\text{m}^2 \times 100\text{m}^2 / (400\text{m}^2 + 100\text{m}^2) = 10\text{m}^2$</p>

【按分後の各用途の床面積】

	1階	2階	合計
(4)項	$300\text{m}^2 + 50\text{m}^2 + 40\text{m}^2 = 390\text{m}^2$	$100\text{m}^2 + 50\text{m}^2 + 80\text{m}^2 = 230\text{m}^2$	620m^2
(15)項	10m^2	$100\text{m}^2 + 50\text{m}^2 + 20\text{m}^2 = 170\text{m}^2$	180m^2
合計	400m^2	400m^2	800m^2

別添1

(6) 項イ用途判定フローチャート



※1 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床又は同項第 5 号に規定する一般病床をいう。

【補足】病床種別：精神病床・感染床病床・結核病床・療養病床・一般病床に分類される。（医療法第 7 条第 2 項）

※2 内科、整形外科、リハビリテーション科その他の次に掲げるもの以外

- (1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻
いんこう科、産科、婦人科
- (2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ(1)か
ら(4)までに定める事項とを組み合わせた名称
- (3) 歯科
- (4) 歯科と医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 2 号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

※3 次のいずれにも該当する体制を有するものをいう。

- (1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が 26 床以下のときは 2、26 床を
超えるときは 2 に 13 床までを増すごとに 1 を加えた数を常時下回らない体制
- (2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病
床数が 60 床以下のときは 2、60 床を超えるときは 2 に 60 床までを増すごとに 2 を加えた数を常時下
回らない体制

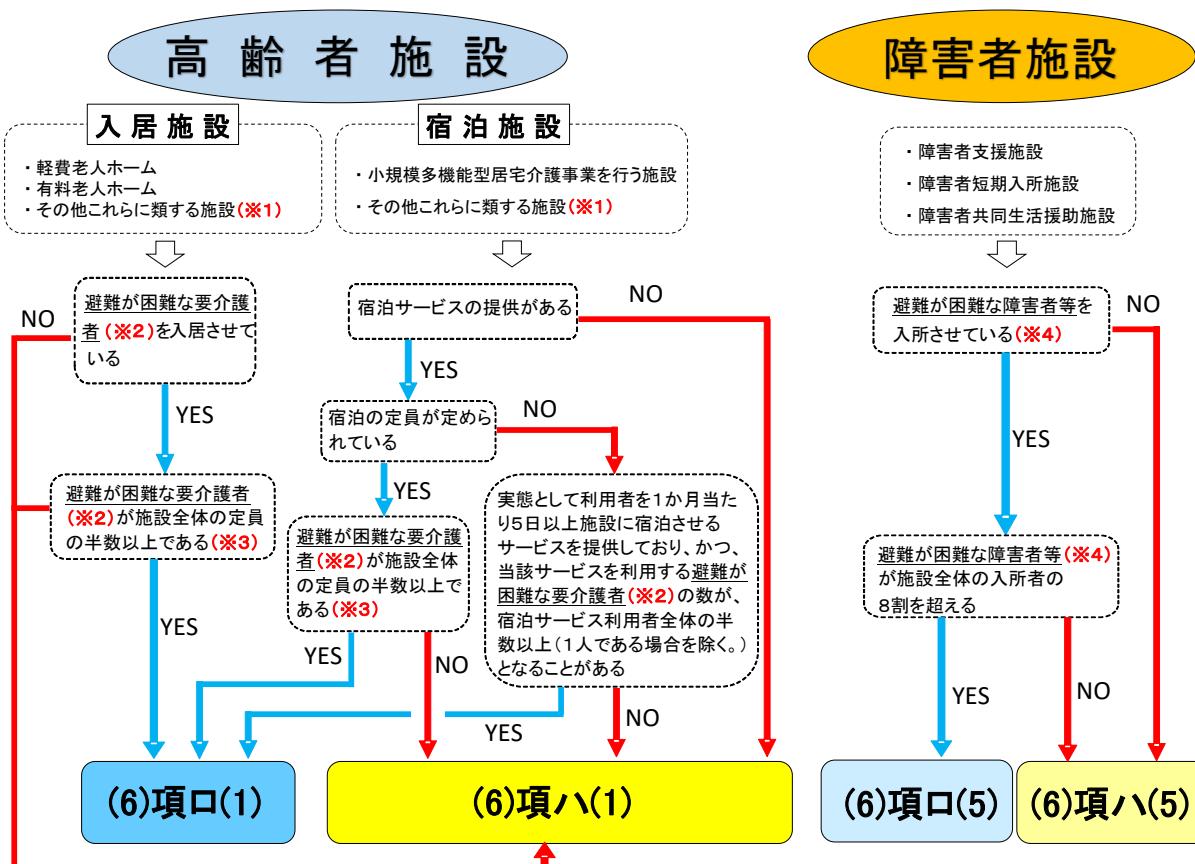
【補足】・(1)の「職員の数」とは、1 日の中で最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とする。

- ・「その他の職員」とは、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りでない。
- ・「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 23 条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいう。

※4 医療法第 7 条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいう。

※5 許可病床数が 4 以上であっても、1 日平均入院患者数（1 年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が 1 未満のものにあっては、令別表第 1(6)項イ(2)に規定する「4 人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。

(6) 項口及びハ用途判定フローチャート
(利用実態等により項目判定が必要なもの)



※1 「その他これらに類する施設」とは、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう。なお、「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含む。

※2 「避難が困難な要介護者」とは、規則第5条第5項に規定する区分に該当する者（介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者）をいう。

※3 利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合は、過去1年間において最も利用者が多かった連続3か月の日数を元に入所若しくは入居又は宿泊の延べ人数のうち避難が困難な要介護者の数の割合により判断すること。

【計算例】

	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	~	9/30	
居室1	3	3	3	3	2	~	3	
居室2	4	1	2	4	1	~	3	
居室3	2	4	4	3	4	~	1	
居室4	1	5	2	3	4	~	4	
居室5	0	3	1	3	3	~	5	
居室6	3	4	0	1	2	~	5	
居室7	2	3	4	2	0	~	空	
居室8	空	3	3	2	0	~	空	
居室9	空	4	空	2	0	~	空	
合計数 (要介護区分3以上)	3	8	4	5	3	~	5	460

* 数字は入所者の要介護状態区分を示す。

$$460 \text{ (合計数)} / 828 \text{ (9室} \times 92\text{日)} = 0.55 \geq 0.5$$

※4 「避難が困難な障害者等」とは、規則第5条第7項に規定する区分に該当する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者）をいう。